

動物愛護管理法第35条第3項について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

（犬及び猫の引取り）

第35条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の2第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

3 前2項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

○中央環境審議会動物愛護部会第52回（令和元年10月17日）〔資料2-2改正動物愛護管理法の施行に伴う施行規則改正省令等（1年以内施行）の骨子案〕から（骨子案No.③ 2.基本的な考え方（別添資料参照））

2. 基本的な考え方

○所有者不明の犬猫の引取りについては、生活環境被害を防止することが目的であることから、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがある場合は、行政が引き取った上で、返還・譲渡に努めることが重要である。

○所有者不明の犬猫の引取りの拒否については、法律上の規定はなかったが、平成24年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等に照らし、多くの都道府県等（政令指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）において、所有者不明の犬猫の引取りを拒否する運用が行われてきた。本規定については、従来の法の規定と実態との整合性を取るため、また、犬猫の引取り数の減少は殺処分頭数の減少に寄与すると考えられることから新たに規定されたものである。

○所有者不明の犬猫については、飼い主のいる蓋然性が高くても、その所有者が特定できない場合や適切な方法により地域猫活動等を実施している場合等に、引取り以外の対策・対応によって生活環境被害を防止する方法が取られる場合もあり、地域の実情に合わせた対策・対応が重要である。



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）（下線部は令和2年改正箇所）

（所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の三 法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合

二 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号 最終改正：令和2年環境省告示第21号）（下線部は令和2年改正箇所）

3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事態が生ずるおそれがないと認められる相当の事由がないと認められる場合にあつては、この限りではない。

市の考え方

所有者の判明しない猫の引取りをその拾得者などから求められた場合は、引き取り以外の対策・対応によって猫による被害等を防止する方法がとれるか等、拾得者に十分聞き取りを行う。その上で、周辺の生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがある場合や、幼齢等で動物の健康や安全を保持するために必要場合には、引き取りを行う。なお、引き取りを行った犬又は猫については、譲渡に努める。

骨子案 No. ③

所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（新法第35条関係、施行規則新設、告示）

1. 法改正事項の概要

- 現行法においては、所有者の判明しない犬又は猫（以下「所有者不明の犬猫」という。）について、都道府県等にその引取りの義務が課されているところ。
- 改正法により所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合が新たに規定され、その要件として、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合」が規定された。

2. 基本的な考え方

- 所有者不明の犬猫の引取りについては、生活環境被害を防止することが目的であることから、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがある場合は、行政が引き取った上で、返還・譲渡に努めることが重要である。
- 所有者不明の犬猫の引取りの拒否については、法律上の規定はなかったが、平成24年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等に照らし、多くの都道府県等（政令指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）において、所有者不明の犬猫の引取りを拒否する運用が行われてきた。本規定については、従来の法の規定と実態との整合性を取るため、また、犬猫の引取り数の減少は殺処分頭数の減少に寄与すると考えられることから新たに規定されたものである。
- 所有者不明の犬猫については、飼い主のいる蓋然性が高くても、その所有者が特定できない場合や適切な方法により地域猫活動等を実施している場合等に、引取り以外の対策・対応によって生活環境被害を防止する方法が取られる場合もあり、地域の実情に合わせた対策・対応が重要である。
- これらのことから、基本的な記載事項は、新たに法に規定された「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」を規定するほか、地域の実情や個別事案に応じて法を運用することが可能となる規定とする必要があると考えられる。
- また、所有者からの犬猫の引取りを求められた場合の措置は、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年1月20日環境省告示第26号。最終改正：平成25年8月30日環境省告示第26号）」により運用しているところ。所有者不明の犬猫の引取りに関する措置についても、同様に本告示において定められている。

3. 省令等の骨子（案）

- 所有者不明の犬猫についての引取りを拒否できる場合として、新法に規定された「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」に加え、「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合」を省令に規定し、地域の実情や個別事案に応じた対応を可能とする。あわせて現行告示にも所要の措置を規定する。

骨子案 No. ③

(参照条文)

●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

※令和元年改正反映後

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫についてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

骨子案 No. ③

●動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

●平成 24 年衆参両院の環境委員会附帯決議

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成 24 年 8 月 28 日 参議院環境委員会）

八 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。